

に負担金として二万五千円を組んだのがその実効用をいたします。

一財務課長森田 ただ、その御質問によりますますが先程申し上げました通り
地方自治法が改正になり交通資金は市町村の責任になったわけがあります。
基金助成金に代り危険個所に鏡がはいりますますがこれに対する支出を三
十計上したという事と、土木費に計上した十万円もござりまするが今後の道路法によ
りますと警戒標識は市町村でやらなければならぬという事で三十計上いたし
ますし、除々に完備して、また、という事は警察当局から又自治法の趣旨から
も考えます三十計上したわけになります。

一工務(大久保) 郎 有り、いたしますと交通安全協会に対する標識の負担金というの
は今後三十九年度にやりや計上されるという事ですが、

一財務課長(森田) 今の通りでございます。

一工務(加藤) 清 二 救友会自動車購入十万円が計上されるありますがこの件につ
いて支払うおろのかどうかもし具体的に御説明願いたいと思ひます。

一町長(瀬古) 清蔵 ただ、その御質問の件ですがまだはいりません。御議決
を、ただ、計上するわけには、ござりまする。その内容として計上は御説明の通りに財
に救友会が申し補助金の要請があったのによりますが同時に車を購入した
の、町補助がはいり、た、という要請があり、申し、所に置くには運転手、の
他、大分予算を組まなければならぬ、し、から、という事で警察に行つたよ
うですが警察も受けかねるという事で結局救友会が車を動かすこと
に、したが、運送は救友会にまかせ、若干の補助金だけを出して得ない、だから
という事で車の購入に五万円の運送に五万円を出すというふうに押し付け
て、という事で本年度は運送資金として五万円を出し、来年度予算は
即五万円を出すという事で考え、い、あら、一、町の方合、い、す、か、という事
です。

一十九番(神田) 藤 郎 有り、三、う、したものの性格が地方自治のたい、お、え、に、被、る、す、か、ど、か、
私、は、救友会という性格を考えた、い、出す、こ、と、もの、い、や、い、と、考、え、ま、す、。今、後、に

例を残すようにおすは救友会と車とで違い当然目家用だと個人名に於て
あるべきでありす。救友会という事だと若干性格も違ふかと思ひます。
オウ、う英を考慮して一つの社会のために良いという事から出たとするとき
れにも出さなければならぬ、と例えればボイスカフトのような大きな素人であつて
も年間三万位の補助しか出ない、オウ、う意味からも、この方面のうのやう
のやうな、かと考えます。町には救急車が、この不常は感謝しなければならぬ
といふ思ひます。が、やはり性格を良く考え、いまだ、学校の防音工事、庁舎の
建設に於ける町長の考えに、われわれも全面的に協力し、われわれであります
が、その資料も、いまだ、いまだ、いまだ、いまだ、いまだ、いまだ、いまだ、いまだ、
あります。交際費について、一般の人には使用や、さういふ、おす町長の外に、限ら
れ、あり、批判する場合、破綻されるわけ、オウ、の英も考慮し、もう、いまだ、十
万円、というのも、妥当か、どうか、又、す、にも、う、す、とも、聞、い、功、の、功、開、さ、し
た、わけ、あります。

一町長(瀬古清蔵)内定すじうだとか言うより、同意をつのる組織されたわけでありますから例えは福寿会等の会合をする場合も数人をやさんぐれたりレイもうい、いう結構バニシでもあり。それに對し若干の補助を出すというにしても必ずを得ないだらうという事とせふく救急車を買ふ時にあつたか警察にあつたかと苦めたよりですけれども結局救友会で運営し現在、築鉄工所に車が置いてあるわけがあります。相当軍費、維持費もかかるかと考えますが、補助金の要望を受けようむげに断ることもござぬ。最少限度といふのが最初十万円、車の方にもう乏しかつて、この話したかその半額にとどめたわけがあります。来年も五万円を継続していかどうか考へてあります。町の諸団体ト公にはたいいもうろ団体に多少の相違はあるが補助金を出していけるやむを得ないと思へいます。交際費も先程申し上げた通りであります。結局町の諸団体が旅行する面に対してはもういといふところがないわけであらう、健康が盛んになり私が行くも行かなくとも

若干出すという事も現況とイイわけを得ないと思ひます。私中、私目を変
え、何人かの形でもくさじと考へてゐる。すべの支出が三に集中して
から計算上、下せぬなりです。が内容に於いては、どうやない二を聞か
願ひたいと思ひます。

一十九番（神野藤操）私が多分、いさかいといふことは申し上げたい所ですが、その誤解のないように願います。救友会のことも今後の問題も十分考へて性格を明確にしたい。もういふ今後続行せざるべしとの団体からも要求が出てきて、それをどうするかといふ問題もよく考へて慎重に考へておきたい、といふことを申し上げます。

一財長瀬古清蔵 是は、才の功説を尊重、たしきし、十分考へ合はし、たし
また、と思、ますが、本年度は、や打切、今使、出す、な、とい、声、が、あ、り
れば、打切、し、い、い、わ、け、な、ある。

一 七番(大久保)部救友会下の方、るこ、美しい、というこ、下阻、来れた予算と所が、

かくあるべきだ、という考えに組入れた予算とせよのだから性格が違ふところの
中がかりかと考えます。例えは美しいことや美しいが救友会の場合でも算入付けた
ものの程度でさうな業者の車を使つたのなら、これより安くむしろ~~利用~~
す、ようにすべきならば補助金を外してもさうしたら救友会の美しい面だけを
考えることはどうもあつたか、この美しさから考えよう、に過ぎぬ、この方針が良いとい
うならば良いであつた。救友会にはそれよりも断然こうした美しめ人々をサ
カンドといふ考えならば予算を組んだ範囲内でやることも良いであつたわけ
つきりしない補助金を多々あるのでも十分検討しよう、断然改めるべきだといふ考
へは新たな方法を講ずべきであると思ひ、三十九年度予算は十分検討したもの
を組んでもう一回、二ことを強く要望申し上げます。

一 議長高橋平春 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

一議長(高橋千春) 所かりにす。議長が白言中、原案通り決す方に同意。

あまの

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋千春) 副議長(しと認め)ます。よう議案第百三号中東東通リ可決
いたした。

と思ひます。

休憩 午後二時四十分

開議 午後一時三十五分

議長(高橋千春) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(高橋千春) 日程第(三)昭和三十一年度福生町水道事業会計決算認定について議
案第百三号を議題に供します。朗読を省略してただちに理事者から内容説
明を願います。

収入役(大野忠二) 議案第百三号福生町水道事業決算認定について朗報告申し上げ
いたします。決算の様式ですが、これは昭和三十一年度まで、板会計と同

じようで決算認定して、三十一年度から公営企業法の一部適用を受けま
す。決算決算とも公営企業法による様式に作り替へます。そのため所
含の勘定額、い、と思ひます。そのために決算報告書、その中の損益計算書
貸借対照表、剰余金計算書、以上が決算報告として、適日市長の方へ報告
いたした数字でございます。水道予算中、三十一年の三月三十一日、板会計と
もに当初予算の別決算をいたした、い、あります。本年の四月二十五日に追加更正
予算が議決され、現在にいたす、ある、い、でございます。収益的収入と資本的
収入の二つに別れており、そのうち、支出の方も収益的、資本的
なものに別れており、あります。収益的収入及び支出の収入が、一、款、事業収
益、二、款、営業収益、三、款、の営業外収益からなり、あります。三、款、の
の営業収益、これは予算の原則を申し上げますと、二十六万九千六百四十円、三、
が最終予算額でございます。その決算額が、二百五十三万八千二百五十四円、二、
の、五、と、い、水道料と量水器であります。三、款、の営業外収益の予算額が、四百

合のわけであります。次の営業費用として、水、浄水費、電力通信費、
 燃料費、水質検査費、池下、あります。配水及び給水費、人件費、事務費、
 電話等、あります。受託工事費、工事金額、あり、池、減価償却
 費、として、五百七十一万六千八百二十四円。資産減耗費、として、六十九万七千六百六十
 円。差引、として、三十四万三千六百四十三円。この数字が支出
 の、一項、営業費用の決算額になるわけにあります。次の営業外収益
 として、受取利息及び配当金、として、水道会館の普通預金の利息、として、二
 万、あります。雑収入、四十四万六千六百六十三円、として、破損償金、として、池下、として、
 あります。池、会館の補助金、水道の加入者組合、水道会館、として、二百万
 円、として、あります。受託工事収益、として、多摩工業高校完成の受託工事収
 益、として、あります。それ、が、次の営業外費用、支払利息、五百十一万九千八百
 三百三十九円、として、長期債、であります。この元利償還金、として、あります。以上
 収益と費用を差引、した数字が、当年度純利益、として、十八万三千四百四十四円

六月といふ数に不足しております。次の貸借対照表をご覧ください、ますか、二の
資産の部分負債の部分資本の部分は別れてゐるのをご注意いたしますが、資産の部
の固定資産の有形固定資産に於て土地・建物・立木があり、土地や立木
は減価償却の対象となっておりません。建物の減価償却対象となるので、五〇一
千五百三十七円以下構築物・機械及び装置、車輛及び運搬具、工具
器具及び備品、その有形固定資産の合計は一億五千四百九十四万七千
五百二十九円、流動資産に於て水道料の三月分と米などの現金預金
がございます。米収入貯蔵品を含めますと六百十五万五千二百九十九円の
下に資産合計が一億五千八百十八万三千三百八十二円になります。

負債の部分といて流動負債、米払金五十万二千四百三十九円、預り金十六万
二の中指定業者の時預り金もございます。流動負債の合計といたしまし
て六十七万一千四百三十九円、資本の部分といて自己資本金三千九百四十七万
五千四百三十一円、借入資本金の企業債といて九千五百二十八万八千三百八十二円



三が水道債にござい、ます。他会計繰入金三千二十五万五千二百円、資本金
 合計と一億五千五百一万四千三百三十三円、剰余金二億三千三百一十一円、
 後贈財産評価額、工事負担金以上の三つを合せて一億六千三万五千七百
 二十円、審目に利益剰余金、当年度末処分利益剰余金の当年度純利
 益金が七十八万二千四百五十六円、二の合計に申し上げた数字にござい、ます。
 剰余金合計額が二百四十一万七千六百七十六円、資本金の合計額を合せて
 一億五千八百一十万五千三百三十八円とござい、ます。又の剰余金の計
 算書にござい、ます。が、二の最初に申しました七十八万二千四百五十六円の規
 定にござい、ます。が、企業法の三十三条により、一億八千万円以内の積立
 金とする、この規定があり、一億八千万円以内の積立金として十百万円にござい、ます。
 従ってこれを差引き、一億八千万二千四百五十六円、二の合計にござい、ます。それから二頁
 目から三十八年の三月三十一日まで、水道計算にござい、ます。それから二頁
 目以下、今も申し上げましたものの内訳にござい、ます。二の計算書と



同じ数字に表わしたものでござい、ます。十七頁中有形固定資産の明細に十
 八頁が三月三十一日現在の水道債の内訳にござい、ます。結局二十七年から五
 十七年度まで繰り入れた金額に對して償還し、ある金額を差引き、五
 百二十八万五千八百一十二円の負債がある、この数字にござい、ます。青森
 県事業報告書にござい、ます。以上、二の合計にござい、ます。

一、議長(高橋千吉) 引続き監査委員の報告を願ひ、ます。

一、九番(岸) 次、国指定があり、ましたので、昭和三十一年度福生町水道事業会計
 歳入歳出決算書の審査報告をいたします。地方自治法第二百四十三項の二
 号の規定により、昭和三十一年度福生町歳入歳出決算書に關係証
 書類を審査した結果、次の通り報告いたします。水道事業会計の予算
 金額及び収入支出総額、予算の増減並びに歳入日計簿、収入簿、支出簿に
 よる書類等、さらにその内容について、検討を加え、審査をした結果、正確な
 り、内容も正しいものと認定したものでござい、ます。尚本年より地方公営

企業法の適用を受けず、計理を愛護し、またの企業経営の情現
が明らかであり、又関係書類等細目につて報告を以てあり、三に当を停
止もの下あります。以上報告を申し上ります。

一議長高橋平吉氏より質疑を行、す。

(異議なしと答ふ者あり)

一議長高橋平春二小江賢疑を終結いたす。

一議長(高橋千春)おけりいじます。議案百三番中、決するものに四案、

異議なしと呼ぶ者あり

一議長(高橋千春)御異議なしと被_レ申す。よ_レ議長中百三号付被_レ定する

一議長(高橋千壽) 日程第八 昭和十八年度福生町水道事業会計追加予算案第一
目議案第四号在議題に供し了す。朗読を省略し、提案説明を願ふ事。

福生町議会

一、助役(川澄金吉)議果初百四号の昭和三十一年度福生町水道事業会計組加

予算にフイ即説明申し上げたいと思ふ。今日追加したいものとする。

の増収三条に定めの増収収益収入及び支出に於いて三百五十二万九千八百

月を鑑み、たゞとすかもの、ニが、オレイ、当初予算と合算したし。

すゝ三万六千八百七十円と相違するわけがあります。三乗江がよい更

めらけいゝる資本の收入及び支出の
三百五十万圓を算出し、その平均を

合算いたし来すと千五百三十八万一千五百五十円の増加となるわけがあります。

尚、 $\bar{A}$ に對し、支出 $\bar{Y}$ と、 $\bar{A}$ が $\bar{A}$ に對し、計算主条の資本的収入額

資本の支出額に對し、 $\frac{1}{2}$ は不足、 $\frac{1}{2}$ は超過あり。その差額は、 $\frac{1}{2}$ である。

同付個年度分の損益勘定の保留金から十六万円が年度の繰越金から

二十九万五千円 为年度の繰越貯蔵品及び十万五千円当年度分の増益勘定

保留金から百六十五万円で補入し、収支を平年と見なしております。

尚、第四条に於いて議決しなけりとの二つの交際費があるわけであり

